

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
条例名等			北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	青森県児童福祉法施行条例(平成25年3月27日青森県条例第13号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年宮城県条例第91号)	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定秋田県条例第53号) 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月制定25年秋田県規則第19号)	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日山形県条例第64号)	福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第67号)
設備の基準(省令第32条)	0.1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ 乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児 3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国に同じ	
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を必置	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置	
		保育に必要な用具	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例 保育室等に関する耐火上の基準	標準 参酌基準	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国と同じ	対象外 国に同じ	対象外 国と同じ	
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育所の長を必置	国に同じ	乳児を入所させる保育所にあつては、保健師または看護師を配置するよう努める
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児0:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国に同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		非常災害対策 事故発生時の対応	特になし	特になし	暴力団の排除、非常災害対策、関係機関との連携	事故発生時の対応	防災計画等の策定を義務規定とし、市町村との連携を設けた。	*関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める *非常災害に関する具体的計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ごとに立てる
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したものを掲載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

国	区分	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年3月制定)	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日群馬県条例第93号)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85号) 保育所設置認可に関する審査基準(平成27年4月1日)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号、平成25年1月11日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	3.3㎡/人	2歳未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	「保育に必要な用具」は規定しない	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	代替地不可	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	「保育に必要な用具」は規定しない	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	・満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、外部搬入を行う場合でも、できる限り自園で調理したものを提供するよう努める。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	保育時間は国と同じ。 開所時間は原則11時間とし地域の実情に応じて施設長が決定する。	保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。 保育所の開所時間は11時間を原則とする	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、努力義務として規定。	・非常災害対策「安全確保、避難方法の計画を定期的に検証し、見直ししなければならない。」 ・人権確保に関する措置「入所者の人権確保、虐待防止のため必要な体制の整備等に努めなければならない。」	・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携を図るよう努める ・児童の食育に努める	乳児室(0歳児)、沐浴室(0、1歳児)、医務室(2歳以上児)の設置 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

国	区分	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年7月制定)	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月12日富山県条例第71号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日条例第62号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年12月27日規則第67号)	児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定) 長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日制定岐阜県条例第90号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	2歳児以上を入所させる保育所に医務室設置を努力義務化。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	給食の外部搬入における食育に関する計画の公表に努める。	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	・嘱託歯科医の配置を努力義務化。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り組むものとする。	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	「国籍」、「信条」等これまでの平等原則に、「性別」と「障害の有無」を追加。	国と同じ	国と同じ	○人権擁護・虐待防止(努力義務規定) ・人権擁護・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	・「非常災害に関する具体的計画」を「当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画」とし、災害ごとの計画を規定した。(省令第6条関係) ・暴力団等の排除を規定。 ・食品の原材料の産地、その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供について規定を設けた。(省令第11条関係)	省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たった第三者関与の規定に教育所を追加 暴力団等の排除を規定	・地域の子育てを支援するため、県で実施するマイ保育園登録事業の取り組みや子育て支援コーディネーターによる子育て支援プランの作成を努力義務化(保育所のみ) ・非常災害発生時における入所者の安全確保のための施設防災計画の策定を義務化 ・入所者に対する虐待防止のための責任者の配置及び職員に対する研修実施を努力義務化 ・入所者の処遇に関する記録等の文書の保存期間を6年間と規定	○非常災害対応(義務規定) ・非常災害に必要な設備の設置、災害種別毎の具体的計画の策定、関係機関との連絡体制の整備 ○事故発生時の対応(義務規定) ・事故発生時の関係機関への連絡および必要な措置、事故状況および処置の記録、速やかな損害賠償	非常災害対策について、非常災害の種類に応じた具体的な計画を作成し、定期的に職員に周知すること。 ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること)。 ・木材利用の促進(施設の内装等には、木材を利用するよう努めること)。 ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること)。 ・保育所が運営管理で定める重要事項の一つに「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を追加	・地産地消の推進(提供する食事については、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用)に努めること。 ・保育所が運営管理で定める重要事項の一つに「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を追加		
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

国	区分	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月制定) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定三重県条例第65号)	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第36号) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制定)	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	乳児室3.3㎡/人(既存の保育所について、平成28年3月31日までの間、1.65㎡/人とする経過措置有)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	旅行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
非常災害対策	非常災害:災害の種類に応じた計画の作成を義務付け 虐待等の禁止、禁止する行為を具体的に明記	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
非常災害対策	非常災害対策 人権の擁護、虐待の防止等のための研修の実施	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること	非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
人権研修の実施等に努めること 暴力団員及びその支配の排除 子育て支援施策への協力及び子育て支援事業実施に努めること 福祉事務所、児童相談所等と連携を図ること	人権研修の実施等に努めること 暴力団員及びその支配の排除 子育て支援施策への協力及び子育て支援事業実施に努めること 福祉事務所、児童相談所等と連携を図ること	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
管理者は暴力団員等でないこと、運営が暴力団等の支配を受けないことを規定(社会福祉施設共通事項) 防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員への取組内容の周知等の業務付け(児童福祉施設共通事項) 研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) 運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) 事故発生の防止及び発生時の対応の業務付け(児童福祉施設共通事項) 子育て家庭への保育所機能の開放や相談実施を積極的に行うとともに、関係団体等との連携に努めることを規定(保育所のみ適用する事項) 乳幼児等に対し、自然や生命の大切さ等について理解を深めるための環境学習・教育に取り組むよう努めることを規定(保育所のみ適用する事項)	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

国	区分	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第57号) ※平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行	鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年12月制定) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月27日 島根県条例第16号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上 児を入所 させる保 育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	<ul style="list-style-type: none"> 居室等の安全性の確保 非常災害時における備蓄用非常食等の確保 ○キャリアバスの整備 ○サービス提供の状況、質の評価及び改善等に関する県への報告 ○木材利用の推進 ○食べる意欲を高める食事の提供 	人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 ・障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。 ・保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。 ・非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 ・設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。 ・食事の材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。 など 	特になし	特になし	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乗せ 	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

国		区分	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉法施行条例(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(平成12年3月28日徳島県条例第19号)	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年10月制定)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月) 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月)	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月制定)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)	佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例(平成24年3月制定)	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをしないものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふくしない子(1.65㎡/人)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	ほふく室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをするものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふくする子(3.3㎡/人)	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児を入所させる保育所は、保健師または看護師を配置するよう努める	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	嘱託歯科医の配置(努力義務)・乳児を入れる場合の看護師の配置(努力義務)	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ基準とした上で、保育所は、保護者の労働時間等を考慮し、保育時間の延長等の方法により、保育環境の向上に努めるように規定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1日につき8時間以上11時間以下を原則	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	衛生管理・入所者の健康診断は国と同じ職員健康診断については年1回の定期健康診断と臨時健康診断及び調理従事者の月1回以上の検便の実施を明記	
その他	上記以外で定めている基準		・環境を大切にすることの育成に努めるように規定。 ・乳幼児の保護者に対して必要な援助又は指導を行う場合には、個人情報に配慮した適切な環境で行うように努めるように規定。 ・地域の住民に対し、保育に関する情報を広く提供することにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めるように規定。	構造改革特別区域法第4条第9項の認定を受けた場合の当該認定に係る保育所の設備の基準は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第1条に定める基準をもって、その基準とする(公立保育所での満3歳に満たない乳幼児への給食の外部搬入を認める。)等	・非常災害対策	(児童福祉施設共通の規定) ・災害への対応(防災対策マニュアルの策定と必要に応じた見直しの実施等) ・地産地消の努力義務 ・暴力団の排除	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化する ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・備蓄や資機材の整備等(努力義務) ・施設の立地環境等に於いて、防災計画を策定し、関係機関への連絡・連絡体制を整備し、定期的に職員等に周知(義務) ・利用者の特性に応じて、定期的に必要な訓練や防災教育を行う(義務) ・周辺地域や施設との連携等(努力義務)	・食事の提供にあたり、地域で生産された農林水産物を積極的に利用するよう努めること ・事故が発生した場合、関係機関及び利用者の家族等への連絡及びその他必要な措置を講ずることなど ・非常災害対策の義務付け及び地震、風水害、火災その他の災害に関する具体的な計画を作成すること ・職員に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施に努めること ・食育の推進を図ること ・特別な配慮を必要とする子どもへの支援にあたって、個別の指導計画などの作成及び活用すること ・小学校との連携を図ること ・地域における子育て支援の実施に努めること ・保育内容等について自己評価を実施すること及びその公表に努めることなど		
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(都道府県)

	国	区分	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月17日条例第60号) 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年12月17日規則第50号)	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	代替地不可	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可		参酌基準	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		(児童福祉施設共通自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行う際に県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものの使用を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 (保育所独自基準) ・障がい等を有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の態様ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	児童福祉施設は、非常災害時に県や市町村が実施する社会的弱者等の要援護者に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。	非常災害対策について、国の基準省令に加え、①非常災害に対応するための具体的計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであること②具体的計画の概要の提示、③地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること、を規定している。	特になし
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	法人格を有する者のみ認可する。	-	法人格を有する者のみ認可する。	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

条例名	国	区分	北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市	神奈川県川崎市	神奈川県横浜市	新潟県新潟市	静岡県静岡市
条例名			札幌市児童福祉法施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制定)	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) さいたま市児童福祉施設設置認可等実地審査(平成25年3月制定) さいたま市児童福祉施設設置許可等実地審査(平成25年3月制定) さいたま市保育所設備検査等の予約(平成27年1月)	千葉県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月1日制定、改称第60号)	神奈川県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年11月制定)	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 川崎市児童福祉施設入居支援型、公有地賃付型、既有施設等の改修型	横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定むる条例(平成24年8月横浜市条例第79号)	新潟県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	静岡県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年9月制定)
1. 施設		授乳・へちま基準	0・1歳児32㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.2㎡/人	0歳児5.0㎡/人(市長が認定認めるとは0歳児3.2㎡/人、1歳児3.2㎡/人)	33㎡/人	32㎡	32㎡/人	32㎡/人	準と同じ	準と同じ
2. 敷			準と同じ	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.2㎡/人	0歳児5.0㎡/人(市長が認定認めるとは0歳児3.2㎡/人)、1歳児3.2㎡/人	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ
3. 保育に必要の用具		準動基準	準と同じ	準と同じ	保育室、調理室、便所、授乳室、沐浴室	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	保育室、調理室、便所に加えて、授乳室、沐浴室を必要	準と同じ
4. 保育室又は遊戯室(18㎡/人)			準と同じ	遊戯室を必要とする(ただし、市長が特に認める場合は不問)	準と同じ	保育室及び遊戯室を設ける。(定員60人未満の保育所に限る。遊戯室の設置は任意。) 保育室のみ18㎡/人(経過措置として、既存保育所について、特種児童福祉施設に相当する認定認めらるる場合に限り、当該の限、遊戯室を保育室として利用できる。)	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ
5. 遊外遊戯場(保育所の付近にある遊外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(33㎡/人)		授乳・へちま基準	準と同じ	市長が特に認める場合には、保育所の付近にある遊外遊戯場に代わるべき場所を含む。	準と同じ	市長が特に認める場合には、保育所の付近にある遊外遊戯場に代わるべき場所を含む。	準と同じ	市長が特に認める場合には、保育所の付近にある遊外遊戯場に代わるべき場所を含む。	準と同じ	遊外遊戯場を設けることが困難な場合であって、市長が特に認める場合には、保育所の付近にある遊外遊戯場に代わるべき場所を含む。	準と同じ
6. 調理室、便所			準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	2歳以上児のみの人受け入れ施設においても調理室を必要	準と同じ
7. 保育に必要の用具		準動基準	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ
厚生労働大臣の指定地域における児童乗務の特例		準	対象外	対象外	対象(未適用)	対象外	対象(未適用)	対象	対象外	対象外	対象外
8. 保育室等に関する罰則上の基準		準動基準	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ
9. 設備の基準の特例(省令第22条の2)		準動基準	食事の外廓入居認定なし(自衛訓練)	準と同じ	食事の外廓入居認定なし(自衛訓練)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する給食の外廓入居は可能であるが、実施にあたり市長への事前協議を義務付行。	準と同じ	準と同じ	準と同じ	食事の外廓入居認定なし(自衛訓練のみ)	食事の外廓入居認定なし(自衛訓練)
10. 職員(省令第23条)			調理業務の全部を担う施設においては、栄養士又は管理栄養士を専任として、調理を兼充しないことができる。	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	条例、準と同じ 専任調理業務、栄養士の配置	準と同じ	担任科医の配置(配属確定)、乳児を入所させる保育所の確保時、看護師又は看護師の配置(努力規定)	準と同じ
11. 職員(省令第24条)		授乳・へちま基準	保育士の配属(専任2人配属) 乳児3・1・2歳児1・1・3歳児20・1・4歳以上児30・1 (指定地域である保育所の場合) 2歳児:短時間 35・1 長時間 20・1 4歳以上児:短時間 35・1 長時間 30・1	準と同じ	準と同じ	1・2歳児 5・1 (経過措置として、既存の保育所において、やむを得ない事情がある市長が認めらるる場合に限り、当該の限、1・2歳児 6・1と定める。)	準と同じ	条例、準と同じ 指導員:専任の基準に加えて、特別指導員(条例の基準の保育士1人以上、小教員1名を切上げ、年次代替保育士(各施設1人)とする。)	準と同じ	1歳児 3:1	準と同じ
12. 保育時間(省令第25条)		準動基準	1日につき8時間を原則	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	条例、準と同じ 指導員:11時間間所とその2の8時間延長保育	準と同じ	準と同じ	準と同じ
13. 保育の内容(省令第26条)		授乳・へちま基準	児童及び職員と一時的に子どもとの特性とし、その際においては、厚生労働大臣が定める指針に照らす。	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ
14. 平等取扱いの原則(省令第27条)		授乳・へちま基準	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	性別「打撃」の有害、追加	準と同じ
15. 衛生管理(省令第28条)		準動基準	衛生管理、入所者・職員・健康診断等	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ	準と同じ
16. その他			上記以外で定めている基準	特になし。	特になし。	地震その他の非常災害に備える、施設利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める。	横浜市福祉サービス課三番研修の受講など	事故防止の対策	準と同じ	準力団体排他規定	特になし
17. 児童虐待防止対策(省令第29条)			-	-	-	-	-	法人権を有する者のみ限とする。	-	-	-
18. 指定保育所の指定(省令第30条)			児童福祉法以外の法人(任意連帯型認定)が組織を成する保育所を運営する場合は、児童福祉法に基づく認定を受ける必要はないが、児童福祉法による指導監督を受けなければならないこと、児童福祉法に準じて適切に運営し、児童福祉法に準じた指導監督を受けることとなる。	-	-	-	-	法人権を有する者のみ限とする。	-	-	-
19. 指定保育所の指定(省令第31条)			授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準
20. 指定保育所の指定(省令第32条)			授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準
21. 指定保育所の指定(省令第33条)			授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準
22. 指定保育所の指定(省令第34条)			授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準
23. 指定保育所の指定(省令第35条)			授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準	授乳・へちま基準

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画期町村からの部署をその委託組織している(一部については、厚生労働省運用均等・児童家庭福祉推進課が推進機関等)に対して働きかけを行い、その結果を制約したものを掲載している。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

条例名等	国	区分	静岡県浜松市	愛知県名古屋市	京都府京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市	岡山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第43号)		浜松市児童福祉施設法施行条例(平成24年2月23日制定)	名古屋児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定、平成27年4月最終改正) 名古屋児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(平成27年4月改正)	京都府児童福祉法に基づき事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成20年4月制定)	大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日制定) 大阪市保育所設置認可等条例(平成24年3月制定)	堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月4日制定、条例第40号)	神戸市保育所の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年3月制定)	岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月29日制定) 岡山市認可保育所設置運営等条例(平成26年4月)	広島市児童福祉施設設備基準条例(平成24年12月18日制定)	北九州府児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第22号)	乳児室(1.65㎡/人) 2歳以上児童を保育する保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	3.3㎡/人	
		2歳以上児童を保育する保育所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		遊戯室、読書室、便所 保育に必要な用具	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児童を保育する保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		遊戯室、読書室、便所 保育に必要な用具	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	平成32年3月31日までの間に限り、乳児室、2歳以上及び保育室1.65㎡/人	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に關する取上の基準	争酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第22条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部導入可	争酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部導入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	職員(省令第23条)	保育士、嘱託員、調理員(※調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(調理員のうち1人以上は、栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育士の配置(専任2人配置) 乳児3:1、1歳児6:1、3歳児20:1、4歳以上児30:1 (指定こども園である保育所の場合) 3歳児:短時間 25:1、長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1、長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1歳児6:1、3歳児15:1、4歳児20:1、5歳児25:1	国と同じ	国と同じ	国に加えて、1人以上の保育士を配置	国と同じ	国と同じ	1歳児 5:1 それ以外については、国と同じ
	保育時間(省令第24条)	1日につき9時間を原則	争酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(ただし、11時間とするよう指導)	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	児童及び保育士と一体的に行うことをその特徴とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱いの原則(省令第36条)	平等取扱いの原則、虐待等の禁止等	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第39条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	争酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	保育所の長及び設置主体から暴力団員等を排除	特になし	暴力団員の排除、多様な手法を用いた評価、非常災害対策の充実、研修に「身体」に関する項目を盛り込むこと等について、国に意見を提出している。	暴力団員の排除については、規定	
認可保育所の設置(運営を含む)の基準(省令第41条)	ア、保育所の認可に関する主体制 保育所の認可(認可、認可、認可、認可)等、主体制(主体によって異なる認可)としている認可を掲げているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可保育所の設置(運営を含む)の基準(省令第41条) イ、認可保育所の設置(認可、認可、認可)等、主体制(主体によって異なる認可)としている認可を掲げているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ウ、認可保育所の設置(認可、認可、認可)等、主体制(主体によって異なる認可)としている認可を掲げているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、政令都市、中核市、計画市町村からの認可をそのまま継承している一部については、厚生

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(指定都市)

	国	区分	福岡県福岡市	熊本県熊本市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第43号)		福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)
設備の基準(省令第22条)	0.1歳児以上入所させる保育所	乳児室(1.85㎡/人)	3.3㎡/人	0歳児4.95㎡/人、1歳児3.2㎡/人
		ほか(3.3㎡/人)	従うべき基準	0歳児4.95㎡/人
	遊戯室、読書室、便所	遊戯室、読書室、便所	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参照基準	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ
		園外遊戯場(保育所の付近にある園外遊戯場に代わるべき遊戯を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	「保育所の建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く)」に該当し、規定。
		読書室、便所	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参照基準	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外
	保育基準に関する罰以上の基準	参照基準	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第22条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部導入可	参照基準	食事の外部導入規定なし(自園調理)	満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所以外で調理・導入する旨(加工)を行う(外部導入)場合は、乳幼児の養育及び発達に確保に必要と認めらるる基準を定めた養育に関する計画に基づき食事を提供するよう義務付けらる。
職員(省令第23条)	保育士、嘱託係、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(標準2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児:短時間 25:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第24条)	1日につき8時間を原則	参照基準	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第25条)	児童及び保育士と一体的に行うことをその特徴とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第26条)	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第28条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参照基準	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		児童福祉施設を運営する者及びその職員は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第20号)第2条第2項に規定する暴力団員又は指定暴力団に属する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものではない。	暴力団員等の排除規定を明記
認可保育所の設置、運営等に関する基準(省令第29条)	ア、保育所の認可申請における主体規制 保育所の認可(申請、検討、審判、選定)等において、主体規制(主体によって異なる制限)を設けているもの	-	-	-
	イ、認可保育所の設置、運営等に関する基準(申請における主体規制) 認可保育所の設置、運営等に関する基準(申請、検討、選定)等において、主体規制(申請の主体の優先順位を下げる等、異なる制限を設けている場合を含む)を設けているもの	-	-	原則として、児童福祉施設設置費の交付金の交付を前提とし、事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の設置に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、事業者選定において設置主体が当該候補法人や学校法人等の場合に留意を行っている。
	ウ、公立保育所の設置管理業務の基準(認可申請における主体規制) 公立保育所の設置管理業務の基準(申請、検討、選定)等において、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる制限を設けている場合を含む)を設けているもの	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの認可をその対象と見做している(一部については、厚生

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	北海道旭川市	北海道函館市	青森県青森市	岩手県盛岡市	秋田県秋田市	福島県郡山市	福島県いわき市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月26日制定)	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月25日条例第22号)	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第74号)	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定) 盛岡市立保育所民営化計画(平成18年8月)	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月27日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	・国と同じ ・乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合は0～1歳児3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	3.3㎡/人	国と同じ	3.3㎡/人	乳児室(1.65㎡/人) ※ただし、新設等については3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児受入施設には調乳室を必置	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	代替地不可	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を設けること 3歳未満児受入施設には沐浴室を必置(追加)	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努める。	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。) に加え、乳児を入所させる保育所での保健師、看護師又は准看護師配置の努力規定	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	・非常災害対策 ・事故発生時の対応	特になし	特になし	特になし	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。社会福祉法人以外には、会計処理において拠点区分を設けるなど、社会福祉法人同様の条件を付して認可する。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、国の要請に規定される補助対象となる法人格を有する者のみに限り、市内の認可保育所を運営し、既存施設の増設等を予定する者のみとする。	-	-	岩手県内に法人本部がある社会福祉法人、学校法人または公益財団法人であること。 岩手県内において、認可保育所または幼保連携型認定こども園を設置運営している実績があること。	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したものを掲載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	群馬県高崎市	埼玉県川越市	埼玉県越谷市	千葉県船橋市	千葉県柏市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)	前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第39号)	川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日 条例第53号)	越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月制定) 越谷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年3月制定) 越谷市保育所認可・確認に関する基準(平成27年7月)	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月13日制定) 平成27年度船橋市民間認可保育所設置運営事業者募集要項	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年12月28日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	乳児室4.95㎡/人 ※特例措置により当面の間、3.3㎡/人	3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	0歳児5.0㎡/人	国と同じ	乳児室4.95㎡/人 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室、調理室、便所のほか、沐浴室を必要。乳児を受け入れる施設にあっては調乳室も必要。	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育室及び遊戯室3.0㎡/人 ※保育室及び遊戯室を合算した面積 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ。ただし、保育室の設置は、遊戯室の設置に優先するもの。
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	調理室、便所のほか、2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必要	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ。但し、『保育所は、前項の規定により当該保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合においても、当該保育所内で調理したものを提供するよう努めなければならない。』という基準を追加	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	平等取扱の原則に、『性別』の基準を追加	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		児童福祉施設と非常災害対策(省令第6条)について、非常災害に対する具体的計画の策定に加え、職員や利用者への周知と連絡体制の整備、訓練の結果を踏まえた計画内容の検証と見直しについて規定	地域の連携強化、食育の強化、自園調理の推進(3歳以上の外搬はしないように)	(省令第6条関係)『児童福祉施設は、非常時における協力体制を確保するため、地域住民等との連携を図るよう努めなければならない。』という基準を追加	特になし	設置者等からの暴行排除 ・事故防止及び防犯に関する措置(努力義務) ・災害物資の備蓄(努力義務) ・地域防災計画に基づく関係機関との連携協力(努力義務) ・保育所による子育て支援(努力義務) ・駐車場の確保	特になし		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。社会福祉法人又は学校法人以外の法人が設置者となる場合は、認可に際し、経済的基礎、役員の社会的信用、施設長の保育経験、運営委員会の設置、適正な財務内容等を必要とする。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	-	-	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人(新たに社会福祉法人設立予定の者を含む)、公益社団法人又は公益財団法人であって、租税公課の滞納がない、暴力団との関係がないなどの条件を満たしている者のみ採択する。	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省属)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	東京都八王子市	神奈川県横浜市中区	富山県富山市	石川県金沢市	長野県長野市	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日制定・富山市条例第43号)	金沢市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月17日 条例第43号)	長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日条例第70号)	豊橋市児童福祉施設法施行条例(平成24年12月13日条例第44号)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	50㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人) 経過措置(全面的な改築等をするまでは乳児室の面積1.65㎡)
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	50㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児、保育室及び遊戯室がそれぞれ2.0㎡/人(ただし、遊戯室にあつては、市長が特に認めるとき1.0㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事は自園調理のみ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	3歳児 15:1 4歳以上児 27:1	乳児 257:1、1歳児 45:1、2歳児 52:1、3歳児 18:1、4歳児以上 27:1	国と同じ	1歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児25:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	保育時間は国と同じ。開所時間は原則として11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		子育て支援事業の実施 虐待防止研修等の義務付け 障害者雇用の推進 障害者就業施設等からの優先調達への協力 非常災害対策の強化 職員資質向上のための研修の充実	特になし	・苦情処理の公平性及び透明性を確保する観点から、児童福祉施設の入所者等からの苦情の解決にあたり、第三者の関与を義務付ける。 ・暴力団員、または法人その他の団体がその役員が暴力団員であるものは、児童福祉施設を設置できないこと。事業活動が暴力団員の支配を受けないことを規定。	特になし	・他の児童福祉施設等に対して、入所者等の情報を提供する ときの文書による同意 ・事故発生時の対応 ・重要事項に関する規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を追加	・暴力団の排除 ・児童福祉施設と非常災害対策 ・食事(地元食材の活用) ・苦情への対応 ・事故発生時の防止及び事故発生時の対応 ・保育室等を3階以下に設置 ・重要事項に関する規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を追加	非常災害対策(具体的な災害の例示、他の施設との協力体制の整備) 暴力団の排除(法人の役員、施設長)	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心子ども基金の「保育所緊急整備事業」(または保育所等整備交付金)の活用を前提とする場合は、当該補助制度の補助対象者を応募の対象としている。	-	公有地を活用した保育所(公立保育所の移管)については、募集要項において社会福祉法人又は既に市内で保育所などの児童福祉施設を運営している法人に限る。	-	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	安心子ども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。)、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人に限定。	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	認可保育所、認定こども園及び認証保育所等の事業実績を有する者に限る。	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省発表)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	愛知県豊田市	愛知県岡崎市	滋賀県大津市	大阪府高槻市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市	大阪府枚方市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日制定)	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	高槻市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日制定)	枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年4月1日制定) 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年6月13日制定) 枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年9月12日) 枚方市保育所の設置の認可等に関する要綱(平成24年12月6日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	乳児室(3.3㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	国と同じ	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		1・2歳児5:1 3歳児15:1 4歳児28:1	1歳児4:1 2歳児5:1 3歳児18:1	1・2歳児5:1	国と同じ	1歳児 5:1	1歳児5:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 25:1	1歳児 5:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・第6条(児童福祉施設と非常災害)について、非常災害に対する具体的計画の策定と訓練の実施を、努力義務から義務規定とした。 ・薬力団排除に関する文言を、豊田市独自に規定した。	特になし	・調理業務を委託する場合に外部搬入と同様の要件を課す規定を設ける・障害児保育を担当する保育士の配置について努力規定を設ける	特になし	特になし	特になし		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		原則、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、市長が適当であると認められた者については、この限りではない。	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、応募日現在において、保育所・認可外保育施設・認定こども園・幼稚園を3年以上運営している法人格を有する者のみ採択する。(平成27年4月1日現在、市内で認可保育等を運営していない事業者には、)市内で認可保育所・私立幼稚園・認定こども園を運営している事業者以外の事業者の募集を行う場合、応募日現在において、保育所・認可外保育施設・認定こども園・幼稚園を3年以上運営している法人格を有する者のみ採択する。	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	兵庫県姫路市	兵庫県西宮市	兵庫県尼崎市	奈良県奈良市	和歌山県和歌山市	岡山県倉敷市	広島県福山市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第68号)	西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第55号)	和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定)	福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年9月28日条例第34号)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室(医薬品等を揃え、幼児が静養できる区画)の設置を義務付け	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国と同じ	屋外遊戯場は、市長が特に認める場合を除き、保育所と同一敷地内に限る。また、屋外遊戯場に代わるべき場所は認めない。	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	医務室も必要	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象(未適用)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	栄養士又は調理師の配置を義務付け(調理業務の全部を委託する場合は除く)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 4歳以上児20:1 (認定こども園である保育所の場合) 4歳以上児 長時間20:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		児童福祉施設の長:暴力団員等であつてはならない。運営について、児童福祉施設の運営は、暴力団員等の支配を受けてはならない。	特になし	・管理者は暴力団員等ではないこと、運営が暴力団等の支配を受けないことを規定 ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定 ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員及び利用者への取組内容の周知等の義務付け ・普通救命講習修了者の常時配置に努めることを規定 ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材育成に努めるよう規定 ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け ・関係機関との連携、信頼関係の構築に努めるよう規定	特になし	人権擁護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育推進の各担当者を置くこととしている。	保護者に対して食育に関する情報を発信。食事の提供は、地産地消に努める(保育所に限る)。想定される非常災害への具体的な計画の策定と通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知。避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練の実施(少なくとも毎月1回)。		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人又は学校法人に限定する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、認可保育所を和歌山市内において設置運営している者に限る。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、全ての年齢に係る保育を提供する保育所又は幼保連携型認定こども園を3年以上運営している社会福祉法人又は学校法人で、かつ、教育・保育施設において提供する教育・保育の実績が10年以上である場合のみ採択の対象となる。		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	山口県下関市	香川県高松市	愛媛県松山市	高知県高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	大分県大分市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日制定 条例第68号)	高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月制定)	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第69号) 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月28日規則第28号)	高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年4月1日制定、平成26年7月1日改正)	久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月14日制定)	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(嘱託歯科医の努力義務)	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ、調理従事者の検便について明記	国と同じ	国と同じ	調理する者に対し、毎月1回以上の検便を義務付ける。	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	・非常災害対策に関する具体的な計画の概要な表示 ・非常災害時の連携協力体制の整備 ・研修の実施及び研修の機会の確保 ・記録の整備等 ・給食における地産地消の推進 ・児童福祉施設における感染症等の対応マニュアルの策定	特になし	暴力団排除 地産地消の推進	暴力団の排除のための措置	・暴力団排除に関する規定	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する	現在、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集を行っていない。	-	法人格を有する者のみ認可する。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の運営に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人・学校法人に限る。	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人であり、かつ暴力団排除規則に該当しない法人に限る。 公立保育所の運営に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人であり、かつ暴力団排除規則に該当しない法人に限る。	現在、認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集を行っていない。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公立保育所の運営に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	社会福祉法人のみ採択する。	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(中核市)

	国	区分	宮崎県宮崎市	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 平成27年度第2期保育所等の設置・運営事業者募集要領(平成27年11月)	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定 条例第68号) 平成28年度那覇市内で補助金を活用して保育所等整備を行う事業者募集要項(平成27年11月)
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)※平成26年9月改正
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参酌基準	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ 認定こども園である保育所に関する規定は削除(平成26年6月 一部改正)	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則11時間	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	非常災害対策(国の基準に加えて、立地環境に応じて災害の種類ごとに計画を立てることや、関係機関や地域との連携に努めること等)について規定している)	・暴力団排除に関する規定※平成26年9月改正 ・家庭・地域等との連携・協力・交流に関する努力義務規定※平成26年9月改正	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内で過去3年以上にわたり良好な経営の実績を有している、社会福祉法人又は学校法人に限る。	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者のみ採択する。①施設・社会福祉法人等に限定。②資質物件による整備:法人格を有する者(社会福祉法人及び学校法人以外の場合、保育所の運営実績5年以上有する者)に限定。 資質物件による保育所整備において、社会福祉法人及び学校法人以外の法人の場合、5年以上の保育所運営実績を有する者に限定。 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内で認可保育所を10年以上運営している社会福祉法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	過去5年以上にわたり良好な経営の実績を有している法人格を有する者のみ採択する。	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省提供)

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	宮城県富谷町	福島県福島市	茨城県水戸市	茨城県つくば市	栃木県小山市	埼玉県川口市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年宮城県条例第91号)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする	県条例を基準とする	県条例を基準とする	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	0-1歳児3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「保育に必要な用具」は規定しない	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	代替地不可	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象(未適用)
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	対象外	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	乳児を入所させる保育所においては、保健師または看護師を配置するよう努める	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1歳児5:1 3歳児17:1 4・5歳児27:1		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則11時間	原則11時間	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める ・非常災害に関する具体的な計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ごとに立てる	特になし	特になし	・非常災害対策「安全確保、避難方法の計画を定期的に検証し、見直ししなければならない。」 ・人権擁護に関する措置(入所者の人権擁護、虐待防止のため必要な体制の整備等に努めなければならない。)	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置、保育所による子育て支援	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	募集日現在、認可保育所、認可外保育所を運営している者に限る。	-	-	-	認定こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、市内で事業実績を有する法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その結果を集約したものを掲載している)。

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分		埼玉県草加市	埼玉県和光市	埼玉県新座市	埼玉県三郷市	千葉県市川市	千葉県木更津市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定) 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月17日条例第24号)	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定) 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年6月25日条例第13号)	児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	・児童福祉法施行条例(平成24年12月制定) ・三郷市保育所設置及び管理条例 ・三郷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月千葉県条例第85号) 市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第34号) 市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第2号)	県条例を基準とする	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児0:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	参酌基準	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ ※民間認可保育所が次の草加市基準を満たす場合は、市から運営費補助あり。 1歳児5:1 3歳児15:1 4歳児20:1 5歳児25:1	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 国と同じ (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児15:1、4歳児20:1、5歳児25:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間20:1 長時間20:1 4歳以上児 短時間35:1 長時間30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育時間は国と同じ。 開所時間は原則11時間とし地域の実情に応じて施設長が決定する。	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		調乳室(0歳児)、沐浴室(0,1歳児)の設置、 保育所による子育て支援に努める 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	・調乳室(0歳児)、沐浴室(0,1歳児)、医務室(2歳以上児)の設置 ・事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める ・災害物資の備蓄に努める ・医療機関との連携確保 ・保険加入の義務 ・苦情対応マニュアルの作成 ・事業者連絡会への加入 ・市独自の研修を行い人材育成を図る ・市の評価基準に基づく評価及び情報公表 ・虐待通告の義務	調乳室(0歳児)、沐浴室(0,1歳児)、医務室の設置 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置 保育所による子育て支援に努める 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし		
認可保育所の設備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-		
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		公算において、社会福祉法人、学校法人以外の法人の場合、「自ら保育所を3年以上経営している事業実績を有する」とともに、3施設以上の保育所の経営資産を有し、その経営が継続的であること。」としている。	-	-	-	-	-		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	法人格を有する者のみ採択する。	-	社会福祉法人、学校法人、株式会社のみ採択する。	児童福祉法第35条第4項に規定する認可を得て保育所を運営している社会福祉法人のみ採択する。	-		

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分		千葉県成田市	千葉県市原市	千葉県四街道市	中央区	新宿区	文京区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年千葉県条例第85号) 成田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)	県条例を基準とする 平成26年度市原市民間保育所運営事業者募集要領	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月千葉県条例第85号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26届保子保第3017号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 保育所設置認可等事務取扱要綱(平成10年3月31日付9届保子推第1047号) 公募による整備については、各公募要項	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26届保子保第3017号) 文京区特定教育・保育施設及び特定型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年9月30日条例第25号) 文京区立保育所条例(昭和36年3月31日条例第4号) 文京区保育所における保育に関する条例(昭和62年3月20日条例第11号)
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	33㎡/人	33㎡/人	33㎡/人	公立:0歳児6.0㎡/人以上、1歳児3.5㎡/人以上	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象(未適用)	対象(未適用)	
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)		
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	公立:1歳児5:1	国と同じ	公立:1歳児5:1		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	保育時間は国と同じ。 開所時間は原則11時間とし地域の实情に応じて施設長が決定する。	保育時間は国と同じ。 開所時間は原則11時間とし地域の实情に応じて施設長が決定する。	保育時間は国と同じ。 開所時間は原則11時間とし地域の实情に応じて施設長が決定する。	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則として概ね11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営に係る状況(分府)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、福祉法人のみ採択する。	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の現業化に際し、当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、法人格を有し、認可保育所又は東京都認証保育所の運営実績が1年以上あること。 区が保有する物件を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、東京都内で5年以上継続して認可保育所を運営している法人であること。既存園すべてに対する周辺の立入検査等において指摘事項が無い、もしくは改善済みであること。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、認可保育所を6年以上運営(ただし、併せて東京都認証保育所(A型)を運営している事業者は、認可保育所と認証保育所の運営期間を合算した期間が6年以上)している法人格を有する者に限定 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、認可保育所を6年以上運営(ただし、併せて東京都認証保育所(A型)を運営している事業者は、認可保育所と認証保育所の運営期間を合算した期間が6年以上)している法人格を有する者に限定			
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	法人格を有し、都内で認可保育所又は認定こども園を開設し、1年以上の運営実績があること。	法人格を有する者のみ採択する。		

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		台東区認可保育所設置運営事業者募集要項(平成27年1月)	墨田区保育所条例(昭和36年3月29日条例第4号)	江東区私立保育所等補助要綱(平成27年4月)	明文規定なし ※保育士の配置基準に関しては、認可に向けた協議の際に事業者者に依頼	目黒区保育所運営費等補助要綱 平成27年度実質物件による認可保育所開設事業者募集要項(平成27年3月9日) 中目黒保育園国民営化に伴う保育園整備・運営事業者公募要項(平成27年3月5日) 目黒区中央町二丁目(旧第六中学校南側跡地)保育所整備・運営事業者公募要項(平成27年10月22日)	・大田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年9月30日) ・民間保育所に対する運営費実施要綱(昭和59年4月1日) ・大田区立保育園運営事業者プロポーザル公募要項	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人(私立・公設民営保育所では0歳児特別要件あり。0歳児を取扱定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱定員を超えた人員1人につき、3.3㎡以上の有効面積があれば差し支えない。)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	公立・0歳児5.0㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人(私立・公設民営保育所では0歳児特別要件あり。0歳児を取扱定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱定員を超えた人員1人につき、3.3㎡以上の有効面積があれば差し支えない。)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	標準	国と同じ	2歳以上児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定しない。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	参酌基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	参酌基準	国と同じ	対象外	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食児の外部搬入規定なし(自園調理)	食児の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児0:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	参酌基準	国と同じ	1歳児5:1	1歳児 5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児 5:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		11時間開所後1時間以上の延長保育を実施すること	特になし	上記設置の基準は、区の誘導加算	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	東京都及び公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、運営実績をもつ法人に限る。(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所1年以上(他の道府県は3年以上)又は東京都認証保育所A型3年以上、民営化は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所(全後5日)から定員70人以上(60人以上)) 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、認可保育所又は自治体が認可した地域型保育事業を運営している社会福祉法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所の運営実績をもつ差別を目的としない法人格を有する事業者のみ採択する。	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保護課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分		世田谷区	渋谷区	中野区	豊島区	北区	板橋区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年9月) 世田谷区保育所等運営費助成金交付要綱(平成27年8月)	渋谷区保育扶助要綱(昭和54年11月)	中野区保育所条例(昭和36年4月1日) 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例(平成26年10月21日) 中野区保育所事業扶助要綱(平成13年3月28日)	豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例(平成26年10月27日) 豊島区特定教育・保育施設扶助要綱(平成27年3月10日) 豊島区認可保育所運営事業者募集要項(平成27年4月22日)	東京都北区立保育所条例施行規則(平成10年3月30日)	板橋区保育所事業実施要綱(平成22年3月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)		都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	標準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	参酌基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)、看護師、事務員。	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	参酌基準	1歳児5:1	公立 1歳児5:1	1歳児5:1	・1歳児5:1 ・定員20人以上60人以下及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配置、61人以上90人以下の施設に対し非常勤保育士1人を増配置 ・定員60人以下の施設に対し保育士1人を増配置、定員61人以上の施設に対し保育士2人を増配置 ・定員150人以下の施設に対し調理員1人、151人以上の施設に対し調理員2人を増配置	国と同じ	・1歳児5:1 ・定員20人から60人まで及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配置。 ・定員60人以下の施設については保育士1人、定員61人以上の施設については保育士2人を増配置。 ・定員20人から30人まで及び60人から149人までの施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し、調理員2人を増配置。		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則11時間	原則11時間	原則11時間	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、①～④のいずれかに該当する運営実績を有する法人に限る ①認可保育所1年以上②東京都認証保育所A型5年以上③世田谷区保育室8年以上④乳児院又は児童養護施設10年以上	-	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、認可保育所の運営実績をもつ法人格を有する者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募集要項により、認可保育所3年以上運営している法人格を有する事業者であること。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、募集要項により、東京都及び埼玉県内で認可保育所を設置・運営している社会福祉法人に限る。			
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県又は静岡県で認可保育所、認可幼稚園、認定こども園を1年以上運営している法人のみ採択する(法人の運営する保育園等から、該当園まで、経路または経過により、おおよそ2時間程度で到着できる範囲であること)。	募集要項により、板橋区内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び、現指定管理者のNPO法人としている。		

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのままと掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	立川市	武蔵野市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) 保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26福保子保案3017号)	足立区立〇〇保育園運営事業者募集要項 足立区立〇〇保育園指定管理者募集要項 〇〇地域における認可保育所整備・運営事業者募集要項 区有地活用による認可保育所整備・運営事業者募集要項 足立区保育扶助要綱(昭和54年11月)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) 葛飾区私立保育所等扶助要綱(昭和54年8月24日付葛見発案117号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	対象(未適用)	
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	・定員20人～40人及び定員60人～149人の施設に調理員1人、定員150人以上の施設に調理員を2人を増配置 ・産休明け保育実施園に調理員を1人増配置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児0:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	・1歳児5:1 ・定員20人～60人、及び定員91人以上の施設に保育士1人を増配置	1歳児5:1 公立:3歳児15:1	国と同じ	公立:1歳児5:1、3歳児18:1、4歳児24:1、5歳児26:1 私立:1歳児5:1、	国と同じ		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、募集する内容により一定の運営実績をもつ法人格を有する者のみ採択する(認可保育所1年以上、認可保育所3年以上、認証保育所3年以上など)。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合も、基本的に同様だが、それぞれ資材調達や建築物確保、土地無償貸与などが伴う場合は、①社会福祉法人のみ又は、②社会福祉法人又は学校法人のみ採択する。	-	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	-		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	運営業務委託の募集において、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で認可保育所を運営している法人格を有する者のみ採択する。	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのままと掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保護課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分		三鷹市	府中市	昭島市	狹布市	町田市	小金井市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)			東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導。設備の基準及び職員の一部については三鷹市民間保育所に対する助成金交付要綱(昭和57年4月15日)にて上乗せ基準を設置	府中市保育所運営費等の支出に関する要綱	昭島市保育所運営費支弁要綱(昭和56年4月1日)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導。設備の基準及び職員の一部については狹布市民間保育所等運営費等補助金交付要綱(平成14年3月31日)にて上乗せ基準を設置	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)・条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用。設備の基準及び職員の一部については町田市民間保育所運営費支弁要綱(平成17年4月1日)にて上乗せ基準を設置	明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	国と同じ(私立園は0歳児5.0㎡/人の場合上乗せあり)	原則 0歳児 5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人(定員を超えた入所児童については、3.3㎡/人で可)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	0歳児5.0㎡/人 ※0歳児は乳児室又はほふく室で5.0㎡/人を満たしていること。	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		ほふく室(3.3㎡/人)		都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	原則 0歳児 5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人(定員を超えた入所児童については、3.3㎡/人で可)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ(公立の保育園には栄養士、保健師又は看護師を配置。私立については保健師又は看護師を置くよう努め置いた場合上乗せあり)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児0:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ(運用上の上乗せ基準として、1歳児5:1、4歳以上児25:1)	1歳児 5:1	1歳児 5:1	国と同じ	1歳児 5:1			
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ(保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)		
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営に係る状況(分類)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者のみに限る(東京都及び近隣地域において認可保育所を運営していること、東京都認証保育所を運営していること等)。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人及び特定非営利法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみに限る。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、地方公共団体独自の補助金・交付金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、東京都・神奈川県で7年以上認可保育所運営の実績を持つ法人格を有する者に限る。					
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-				

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	小平市	日野市	国分寺市	国立市	狛江市	東久留米市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	日野市特定保育所運営費支弁要綱(平成27年4月9日制定)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 国立市保育所給付費支給要綱(平成19年3月23日)にて上乗せ規定を設置	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) 狛江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年10月15日条例第14号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人	0歳児 公立 3.3㎡、私立 5.0㎡/人(弾力化を行う場合は3.3㎡/人)、1歳児3.3㎡/人	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 0歳児については、1人につき5.0㎡以上で上乗せあり	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	0歳児5.0㎡/人	0歳児 公立 3.3㎡、私立 5.0㎡/人(弾力化を行う場合は3.3㎡/人)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上) 0歳児については、1人につき5.0㎡以上で上乗せあり	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)	都と同じ(2歳未満児1人につき3.3㎡以上)
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	標準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	面積基準は都と同じ(原則として敷地内の地面上に基準面積を確保)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	参酌基準	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	参酌基準	国と同じ	対象(未適用)	対象(未適用)	対象外	対象外	対象(未適用)	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	自園調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	自園調理	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	0歳児保育実施園:看護師	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1	1歳児 5:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	都と同じ (保育時間は国と同じ。開所時間は原則として概ね11時間。)	原則11時間	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	安心で安全なまちづくりへの協力	特になし	
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	法人格を有する者に限る。	-	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、児童福祉法に定める認可保育所を運営している社会福祉法人のみに限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

	国	区分	西東京市	神奈川県鎌倉市	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県秦野市	静岡県浜松市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)そのほか市独自の明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	なし(現行において民間事業者に対する市単独の基準及び一般募集要綱等は未設置。新制度施行後は、乳児例の外、平成26年4月30日付け内閣府令第39号に基づく鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例)(平成26年10月1日鎌倉市条例第20号)による。)。	藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項(2015年9月)	茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人候補者募集要項(平成26年8月)	なし	浜松市児童福祉法施行条例(平成24年3月23日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児1人につき5.0㎡以上、1歳児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	0歳児1人につき5.0㎡以上、1歳児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	都と同じ(2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	国と同じ	対象外	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	自園調理	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1	国と同じ	1歳児5:1、3歳児15:1	国と同じ	国と同じ		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則11時間	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	保育時間は8時間 保育所の開所時間は11時間を原則)	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	なし	特になし	既存の建物を改修する場合は、当該建物が新耐震基準を満たしていること。	なし	特になし	
認可保育所の整備・運営に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	公募においては、次の①～③のいずれかを満たす法人に限定し、府内又は都内で認可保育所を2年以上運営していること、②定款に記載されている事務所の所在地が藤沢市内の社会福祉法人、③藤沢市認定保育施設を運営する法人	-	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、府内において、児童福祉法に定める保育所の運営実績が2年以上を有する者に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	静岡県掛川市	三重県四日市市	滋賀県彦根市	滋賀県長浜市	大阪府吹田市	大阪府茨木市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		県条例を基準とする	・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) ・三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする。	大阪府児童福祉施設の設備運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制定)	茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領(平成24年11月制定)
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上 児を入所 させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外(未適用)	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	府条例に加え看護師配置	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	1歳児4:1 3歳児18:1	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 1歳児 5:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	非常災害・災害の種類に応じた計画の作成を義務付け 虐待等の禁止・禁止する行為を具体的に明記	特になし	特になし	特になし	特になし	施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者 栄養士を法人内に1人配置	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分府)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立・公益法人(社会福祉事業を営んでいる者に限る。)または3年以上この法人になり得る見込みのある者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、公益法人(社会福祉事業を営んでいる者に限る。)または3年以上この法人になり得る見込みのある者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、公益法人(社会福祉事業を営んでいる者に限る。)または3年以上この法人になり得る見込みのある者に限る。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人のみ採択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、安心こども基金等の補助対象に含めて採択(社会福祉法人等)、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、株式会社、個人を採択の対象外としている。 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、保育の継続性の観点から、移管先法人を社会福祉法人に制限している。(平成24年10月4日決定、民営化基本方針)	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	兵庫県明石市	兵庫県伊丹市	兵庫県加古川市	兵庫県川西市	奈良県橿原市	岡山県総社市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		兵庫県法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	兵庫県法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	兵庫県法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	兵庫県法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日奈良県条例第39号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上 児を 入所させる 保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	応募資格で法人格を有する者に限定している。	-	-	-	-		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-		

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	山口県山口市	福岡県筑紫野市	福岡県春日市	福岡県太宰府市	福岡県那珂川町	福岡県須恵町	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)	春日市保育所設置条例、春日市保育所設置条例施行規則、春日市公私連携保育法人の指定に関する要綱	福岡県児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)	須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	3.3㎡/人	3.4㎡/人	3.5㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	自園調理のため規定なし	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)		
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ		
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ		
その他	上記以外で定めている基準		防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乗せ	特になし	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止	・開所時間 1日につき12時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	公私連携保育法人の募集を行う場合、筑紫地区又は福岡市南区・博多区において10年以上の認可保育所等の運営実績を有する法人を応募条件とする(募集に係る保育所に配置される所長、主任保育士、主たる保育士の経験年数について条件を設定) 条件の設定は、原則として公募ごとに募集要項等を定め、その中で行うこととなる(過去は、認可保育所の誘致や指定管理者の公募をする際に、対象を社会福祉法人に限定)	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	筑紫地区又は福岡市南区・博多区において10年以上の認可保育所等の運営実績を有する法人を応募条件とする(募集に係る保育所に配置される所長、主任保育士、主たる保育士の経験年数について条件を設定)	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	熊本県菊陽町	熊本県益城町	大分県中津市	鹿児島県出水市	沖縄県宜野湾市	沖縄県石垣市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)」	「熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)」	大分県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	代替地不可	代替地不可	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		(児童福祉施設共通独自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行う際に県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものの使用を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 (保育所独自基準) ・障がい等を有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	(児童福祉施設共通独自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行う際に県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものの使用を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化 (保育所独自基準) ・障がい等を有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害時の態様ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	非常災害対策について、国の基準省令に加え、①非常災害に対処するための具体的計画は周辺地域で想定される非常災害に関するものであること、②具体的計画の概要の提示、③地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること、を規定している。	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営に関する状況(分府)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び公用地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	保育所等整備事業は、社会福祉法人・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人又は学校法人のみ採択する。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、以下に限る ①本市において2年以上の運営実績がある認可保育所を運営する社会福祉法人、②本市にて2年以上の運営実績があり、沖縄県知事が発行する認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受け、移管する期日までに社会福祉法人認可取得が可能となる認可外保育施設を運営する法人または個人、③10年以上の運営実績がある学校法人で、かつ本市に主たる事務所を置く者、④学校教育法第124条に定める教育施設を10年以上運営し、かつ本市に主たる事務所を置き、学校法人または社会福祉法人認可取得を見込める者。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人及び市が認可した地域型保育事業者に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのままと掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分		沖縄県沖縄市	沖縄県浦添市	沖縄県糸満市	沖縄県うるま市	沖縄県南城市	沖縄県読谷村
条例名等		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入室させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入室させる保育所	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	設備の基準の特例(省令第32条の2)		一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児0:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
認可保育所の整備・運営等に関する事項(分府)	ア 保育所の認可における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人設立条件に公算(運営実績)については、認可外保育施設運営0年以上、指導監督を受けた10年以上運営等、その額度、公募に当たり検討する。	公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人設立条件に公算(運営実績)については、認可外保育施設運営0年以上、指導監督を受けた10年以上運営等、その額度、公募に当たり検討する。	市として、認可外保育施設の認可化を進めており、安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、新規の認可保育所設置にあたっては、認可外保育施設に限り募集を実施。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人の設立を条件に公募。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、過去の運営実績が良好であり、かつ、財務内容が適正(過去3カ年間の収支状況が黒字であること)である社会福祉法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	-	-

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その

保育所の設備及び運営に関する基準の条例制定状況及び運用状況等(平成27年4月1日現在の待機児童数50人以上の市区町村)

国		区分	沖縄県嘉手納町	沖縄県北谷町	沖縄県西原町	沖縄県南風原町
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準(省令第32条)	0,1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人	3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人又は社会福祉法人取得予定者に限る。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	安心こども基金等の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	

※原則として、都道府県、指定都市、中核市、計画市町村からの回答をそのまま掲載している(一部については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が都道府県等に対して聞き取りを行い、その